

入院時の食費についてのお知らせ

厚生労働省より令和7年4月1日から入院時生活療養費・生活療養負担額について標準負担額の変更が告示されましたのでご案内します。

(65歳未満)

令和7年3月31日まで【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】

所得区分		標準負担額
一般(下記以外の方)		490円/1食
住民税非課税	90日までの入院	230円/1食
	90日超の入院:長期該当者 (過去12か月の入院日数)	180円/1食 ※(1)

※(1)「限度額適用・標準負担額減額認定証」に長期入院該当年月日及び交付者印の提示が必要です。



令和7年4月1日から【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】

所得区分		標準負担額
一般(下記以外の方)		510円/1食
住民税非課税	90日までの入院	240円/1食
	90日超の入院:長期該当者 (過去12か月の入院日数)	190円/1食 ※(1)

※(1)「限度額適用・標準負担額減額認定証」に長期入院該当年月日及び交付者印の提示が必要です。

入院時の食費についてのお知らせ

厚生労働省より令和7年4月1日から入院時生活療養費・生活療養負担額について標準負担額の変更が告示されましたのでご案内します。

(65歳以上)

令和7年3月31日まで【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】

所得区分	1食あたりの食費	
一般(下記以外の方)	490円/1食	
住民税非課税(70歳未満) 低所得者II(70歳以上)	90日までの入院	230円/1食
	90日超の入院:長期該当者 (過去12か月の入院日数)	180円/1食 ※(1)
所得者I(65歳以上)	140円/1食	
所得者II(65歳以上) (重篤な病状又は集中的治療を要する者等)	110円/1食	

※(1)「限度額適用・標準負担額減額認定証」に長期入院該当年月日及び交付者印の提示が必要です。



令和7年4月1日から【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】

所得区分	1食あたりの食費	
一般(下記以外の方)	510円/1食	
住民税非課税(70歳未満) 低所得者II(70歳以上)	90日までの入院	240円/1食
	90日超の入院:長期該当者 (過去12か月の入院日数)	190円/1食 ※(1)
所得者I(65歳以上)	140円/1食	
所得者II(65歳以上) (重篤な病状又は集中的治療を要する者等)	110円/1食	

※(1)「限度額適用・標準負担額減額認定証」に長期入院該当年月日及び交付者印の提示が必要です。